

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 浅井 美香

論文題目： 「森林管理における財産区制度の可能性」

1. 本論文の主題と構成

浅井美香氏が提出した博士学位請求論文（以下、本論文）は、今後の持続的な森林管理の担い手として財産区制度が持つ可能性について、歴史的検証を行った研究である。

日本の財産区制度は、かつての入会が、明治以降の近代化の過程で解体されて行く中で、地域における共的な資源管理を継続する受け皿の一つとして成立してきたものと言える。昨今の新たな時代状況の中で、木材生産に限られない森林の公益的機能を維持しつつ、地域社会自体の持続性を確保してゆくという新たな課題に対処する上で、財産区制度の持つ可能性が注目されている。理論的には、Ostrom などによる共有資源（Common-Pool Resources）の管理を巡る研究蓄積の延長において関心を集めている、第三者の関与や人的資源形成の在り方、制度を跨るリンケージと言った追加的論点を、現代日本の文脈で掘り下げることが意味している。

本論文の章別構成は、以下のとおりである。

序章 課題と分析視角

第Ⅰ部 史的展開

第1章 戦後民有林林業

第2章 財産区制度

第Ⅱ部 統計分析

第3章 林業センサスからみた森林経営の動向：1960年から2010年まで

第4章 財産区による森林経営の諸類型とその変化：1974年度から2010年度まで

第Ⅲ部 事例研究

第5章 森林経営からの撤退：神奈川県相模原市青根財産区

第6章 森林経営の再活性化：長野県佐久市大沢財産区

補章 予備調査

終章 総括

2. 各章の概要

序章では、本論文の課題を、低経済成長期における自然資源管理の展望を描く手掛かりとして、財産区による森林管理に焦点を絞り、その持続可能性条件について考察すること、

と位置づけ、その分析視角について、以下のように提示している。まず、低成長期における自然資源管理の課題としては、従来焦点となってきた資源の過剰利用ではなく、むしろ過少利用とそれにとまなう生態系サービスの供給減が問題となることを確認する。その上で、こうした状況下において、適切な自然資源管理を実現するためには、①管理の担い手を持続的に形成する方法、②管理への第三者の関与のあり方を検討する必要があることを示している。検討にあたっては、特に、Ostrom などによる共有資源（Common-Pool Resources）の管理を巡る研究蓄積の延長において関心を集めている、第三者の関与や人的資源形成の在り方、制度を跨るリンケージの観点と言った追加的論点を深めることが、今日的意義を持つことを確認している。最後に、以上の問題意識を現実の制度に照らして具体的に検証する上で、日本の財産区制度を対象とすることの妥当性を確認している。

第 1 章では、後に続く財産区による森林経営を対象とした分析の準備として、戦後における民有林林業の展開過程について、以下のように整理している。高度成長期には林業生産は活況を呈し、林業事業体は広大な人工林を造成した。1973 年の第 1 次石油危機以降、日本経済が中成長期へ移行したことにとまなない、戦後一貫して増大していた木材需要量が減少へと転じた。実質立木価格は低下に転じ、森林経営の採算性は悪化していった。一方、日本政府は、アメリカ政府からの内需拡大要請への対応や景気回復策として、公共投資額を増大させてきた。森林経営の採算性の悪化と公共投資額の増大に対応して、林野庁は造林補助事業の事業額および補助対象を拡大させてきた。その結果、1980 年代以降、林業事業体は造林補助への依存を強めてきた。

第 2 章では、財産区制度の史的展開を概説し、財産区による森林管理を規定する、制度的特徴を述べている。財産区制度の設立は、1889 年に施行された町村制に端を発する。町村制の施行に先立ち大規模な町村合併が行われ、旧村の多くは新町村の一部である大字または部落となった。政府は旧村が所有する林野を新町村に帰属することを希望したものの、旧村財産の帰属問題が町村合併の実施に支障をもたらすことが予想されたため、旧村の単位で林野を管理・利用できる財産区制度を設けた。財産区となったムラの財産は市町村長の管理下に入り、従来の私有財産たる性格を失って公有財産として把握されることとなった。その結果、財産区に関する諸規定は、入会林野の慣習を引き継ぐ運営様式との乖離を生み出していった。

第 3 章では、林業センサスの結果を分析し、1970 年代後半以降の林業事業体の森林経営について、以下の 2 点を指摘している。第 1 は、1970 年代から 1980 年代にかけて、林業生産活動が縮小に転じ、下刈りや間伐といった森林整備を実施しない林業事業体が増加したことである。その理由として、①間伐によって生産されていた小径木が、外材の輸入拡大により売れなくなったこと。②この時期は、戦後に造林した立木が未だ伐期に達しておらず、主伐ができなかったこと。③さらに、①と②の結果、林業事業体の収入が減少し、森林整備費用を負担できなくなったことを挙げている。第 2 は、2000 年代後半、林産物を

販売した林業事業体の数が増加したことである。その理由として、①国内の人工林資源が成熟し伐採できる林齢の面積が増えたこと。②海外の木材資源需給がひっ迫し、製材・合板工場が国産材を用いるようになったことを挙げている。

第4章では、統計資料としては従来ほとんど顧みられてこなかった「財産区の決算状況」に着目することで、全国の財産区の経営状況を市町村単位で時系列的に把握し、1970年代以降の長期的な林業低迷の中で、森林管理を継続してきた財産区と管理を放棄した財産区とを峻別、類型化することに成功している。財産区による森林経営の全体的な傾向としては、以下の3点を確認している。①1970年代から1980年代初頭は、他の林業事業体と同様に経営の再編が進んだこと。②一方、2000年代後半は他の林業事業体とは異なり、財産区による森林経営の改善は観察することはできないこと。このように、全体としては森林経営が悪化したものの、③一定数の財産区は、分析期間中一貫して、林産物の販売による収入を意味する科目である「財産売払」や各種補助金を意味する「都道府県支出金」を収入に計上すると同時に、森林管理のための支出を意味する科目である「財産費（山林）」を計上している類型（＝「支援活用型」）に分類されており、こうした財産区では持続的な森林管理を実現してきたことを挙げている。

第5章で事例とした神奈川県相模原市青根財産区は、1980年代に森林経営から撤退したグループの代表であり、第6章で事例とした長野県佐久市大沢財産区は、2000年代後半に森林経営を活性化したグループの代表である。両者とも県支出金収入が潤沢だった点は共通しているものの、森林経営に対する地域社会の当事者意識や第三者の関与のあり方には大きな違いがみられる。

第5章では、関係者への聞き取り調査や歴史資料を基に、青根財産区が、1980年代を最後に、木材の伐採や森林整備の実施といった積極的な森林経営を行わなくなった経緯を確認している。その理由として、①私有林に比較して財産区有林が条件不利な地域に立地していること、②戦後に造林した森林が伐期を迎える前に、林業が不振となったこと、③財産区は、「公」に近い「共」であり、市町との関係が青根財産区の管理体制に影響を与え、地域住民は、青根財産区に当事者意識を持つことが難しくなったことを指摘している。本事例から、こうした財産区の森林経営の低調傾向は、財産区のような共同体的な林業事業体に固有の限界に起因するのではなく、むしろ、①所有形態別の空間配置、②財産区に広範にみられる戦後までの原野利用や薪炭林利用、③共同体による森林管理が地方自治政策や林業政策に位置づけられてこなかったことによると考察している。

第6章では、関係者への聞き取り調査や歴史資料を基に、大沢財産区の森林経営の動向を確認している。具体的には、1990年代後半頃に、バブル経済の崩壊や山元立木価格の低下によって厳しい状況に置かれたものの、そこから徐々に回復し、2013年時点では、植林しつつも、積立金を増やすことができる状況となったことを指摘している。こうした森林経営の活性化の理由として、①小学生の森林作業体験、住民の共同作業、利益分配システ

ムの存在を通じて、当事者意識を持つ人的資源が地域の中で持続的に形成されてきたこと、②住民から選出された財産区議員が様々な第三者（政府・民間企業・NPO 法人・個人など）から多様な支援を受け入れたことを挙げている。また、第三者による支援のうち、政府（国・県）の役割としては、①財政支援、②専門知識の提供、③他の外部主体との仲介の重要性を指摘している。

終章では本論文を総括している。本論文では、統計データに基づく類型化と事例研究を組み合わせることで、財産区の森林管理の持続可能性条件を考察している。具体的には、①森林経営から撤退した財産区の特徴としては、当該財産区有林の地理的配置や歴史的な利用形態に規定されていること、②地域社会の当事者意識とそれを活かすような政府支援が存在すれば、地域社会は外生要因の変化に対応して柔軟に制度を変更し、森林管理を維持する可能性があることを指摘し、本論文の結論としている。

3. 本論文の審査

2016年3月7日に実施した口頭試問では、著者が提出した論文について、審査員からいくつかの疑問点や問題点の指摘がなされた。その中で主要な問題点は以下の3点であった。

第1には、分析対象としての財産区の位置づけについて、林業事業体に占める面積割合としてはわずかであるにもかかわらず財産区を採り上げる意味、民有林林業の中での財産区の位置づけ、市町村有林との比較、入会林野由来でありながら他の所有形態となっている林業事業体との比較といった論点について、吟味が不十分ではないかとの疑義が示された。この点については、口頭試問において、コモンズとして財産区を捉えることの意義について、著者による補足的な説明が行われ、最終論文においても、序章を中心に大幅な加筆が行われ、十分な対応がなされた。

第2には、第4章の「財産区の決算状況」の使い方について、当該資料は市町村単位で集計されたデータであり、当該市町村内に複数の財産区が存在する場合、類型化に一定のバイアスがかかることなど、結果の解釈に留意が必要であることが指摘された。これに対し、著者は第4章の分析と文言の再検討を行い、分析結果に関しては、指摘事項を考慮しても本質的な影響は生じないことを確認した上で、解釈上の留意事項について詳細に加筆を行うことで対処した。

第3には、第5章・第6章で採り上げられている事例の位置づけや評価に関連し、本論文において抽出されている当該事例の特色の妥当性や、それが2事例の比較分析に及ぼす影響についての指摘がなされた。これに対し、著者は、当該事例の特色のうち、当初の論文において十分に論じられていなかった側面（県との関係など）について、当該事例分析の章および終章において加筆を行った。その結果、各事例の位置づけがより明確になり、当該事例分析の結果が妥当しうる射程が一定程度示された。

4. 本論文の評価と結論

上記のとおり、口頭試問においてわれわれ審査員から示された疑問点や問題点に対して、著者は、それぞれに的確な受け答えを行うとともに、その後の修正作業を通じて、指摘された諸点についてすべて適切な改善を施した最終論文を提出してきた。その結果、浅井美香氏の最終論文は、森林管理における財産区制度の可能性についての綿密な統計データの分析とケーススタディにもとづくオリジナルで体系的な研究の一つの集大成として、十分な学術的意義をもつものになっていると評価しうる。

以上のことから、審査員一同は、著者の浅井美香氏に一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2016年5月31日

審査員（50音順）

石崎涼子

佐藤正広

高柳友彦

寺西俊一

（委員長）山下英俊